

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目12番3号

日新商事株式会社

代表取締役社長 筒井博昭

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、下記に記載の感染防止策を実施のうえ、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁及び4頁記載の議決権行使についてのご案内をご確認いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目3番10号
チサンホテル浜松町 2階「ふじ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染防止策について

- ◎当日は、お土産の配布はございません。
- ◎当日は、受付前に非接触型体温計で検温を実施し、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ◎会場にご来場の株主様は、マスクの着用をお願いいたします。
- ◎会場内の座席数は、席の間隔を十分に取るため、例年に比べて大幅に減少しております。満席の場合は、ご入場をお断りすることがございます。
- ◎役員及び株主総会運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。また受付スタッフは、手袋を着用して対応させていただきます。
- ◎株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で進行予定でございますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。
- ◎万一、上記会場が使用不可能となった場合、会場を当社の本社会議室に変更いたします。その場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

以上の感染防止策に変更等が生じた場合は、当社ウェブサイト
(<https://www.nissin-shoji.co.jp/>) に掲載させていただきます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nissin-shoji.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のものほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ◎株主総会参考書類及び事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nissin-shoji.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年 6月29日 (水曜日)
午前10時 (受付開始: 午前9時30分)



書面 (郵送) で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年 6月28日 (火曜日)
午後5時30分到着分まで



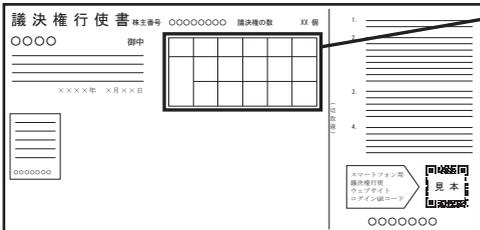
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年 6月28日 (火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 席

〇〇〇〇 印中

XXXXXXXX XX.XX

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

この席に
投票する
議決権の数

〇 賛成
□ 反対

見本

マウスのボタン
を押して
「賛成」
または「反対」

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



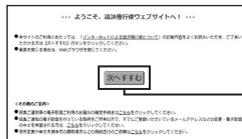
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度の売上高と比較して大きく減少しており、以下の経営成績に関する説明の売上高については、前期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症感染拡大が長期化する中、新たな変異株の出現等により経済活動が抑制され、一部企業収益と個人消費に落ち込みが見られました。景気の先行きについては、国際的な経済回復に伴う需給逼迫に加えて、ウクライナ情勢の緊迫化等による資源価格高騰の長期化懸念から、景気の減速が見込まれる等、依然として不透明な状態です。

石油製品販売業界におきましては、原油価格は、期初から緩やかな上昇が続く中、1月の80ドル付近からウクライナ情勢の緊迫化に伴い、3月初めにかけて130ドル付近まで急騰しました。その後、アメリカが過去最大の石油備蓄放出を打ち出したことを受けて月末に100ドル付近まで下落しました。国内石油製品価格は、原油価格の動向や円安の影響を受けて大幅に上昇し、燃料油価格抑制制度が発動されました。一方、国内石油製品需要は、大幅に落ち込んだ前期から経済活動が再開したこと等により、前期を上回りました。

再生可能エネルギー業界におきましては、経済産業省がFIT制度とFIP制度における2022年以降の買取価格、賦課金単価等を公表しました。太陽光発電や風力発電のFIT制度買取単価は2021年度よりも低下する予定ですが、地熱発電や中小水力発電、入札対象外のバイオマス発電は据え置きとなりました。今後、カーボンニュートラルの達成に向けて新たなエネルギー源の開発や導入も進むことが期待されています。

このような状況下、当連結会計年度の当社グループ業績は、主に石油関

連事業全体で原油価格の上昇に伴う販売価格の上昇等により、売上高は364億66百万円（前期は536億92百万円、「収益認識に関する会計基準」等の適用により323億30百万円減少）となりました。また、石油関連事業において原油価格の上昇に伴い、前期と比べてマージンが圧縮されたこと等により、営業利益は4億27百万円（前期比39.0%減）、経常利益は6億74百万円（前期比22.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、ケンタッキーフライドチキン店の運営を事業譲渡したこと等による特別利益が発生したものの、前期の川崎充填所売却の反動等により、4億90百万円（前期比63.2%減）となりました。

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高、売上原価がともに323億30百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

セグメント別及び部門別の状況は次のとおりであります。

<石油関連事業>

石油関連事業全体につきましては、原油価格の上昇に伴う販売価格の上昇等により、売上高は332億75百万円（前期は498億99百万円、「収益認識に関する会計基準」等の適用により322億34百万円減少）となりました。セグメント利益は、原油価格の上昇に伴い、前期と比べてマージンが圧縮されたこと等により、前期比33.9%減の4億69百万円となりました。

(直営部門)

直営部門につきましては、原油価格の上昇に伴う販売価格の上昇や、前期の緊急事態宣言発出による時短営業対応に伴い減少した販売数量が回復したこと等により、売上高281億93百万円（前期は205億60百万円）となりました。なお、直営S S数は前期末と同じく53 S Sとなりました。

(卸部門)

卸部門につきましては、原油価格の上昇に伴う販売価格の上昇等により、売上高は2億45百万円（前期は64億6百万円）となりました。なお、販売店S S数は前期末と比べ、2 S S減少し、61 S Sとなりました。

(直需部門)

直需部門につきましては、燃料油において原油価格の上昇に伴う販売価格の上昇や、潤滑油において工場等を稼働停止していた大手法人顧客を中心に販売数量が回復したこと等により、売上高は32億51百万円（前期は187億3百万円）となりました。

(産業資材部門)

産業資材部門につきましては、石油化学製品の販売価格の上昇等により、売上高は12億63百万円（前期は33億77百万円）となりました。

(その他部門)

その他部門につきましては、L Pガス価格の販売価格の上昇等により、売上高は3億20百万円（前期は8億51百万円）となりました。

<再生可能エネルギー関連事業>

再生可能エネルギー関連事業につきましては、太陽光発電関連機器の販売やバイオマス発電燃料であるPKS（Palm Kernel Shell：パーム椰子殻）の納入があったこと等により、売上高は17億54百万円（前期は17億87百万円、「収益認識に関する会計基準」等の適用により94百万円減少）となりました。セグメント利益は、連結子会社であるNSM諏訪ソーラーエナジー合同会社の太陽光発電所における想定以上の降雪により、売電収入が減少したこと等により前期比51.2%減の46百万円となりました。

<外食事業>

外食事業につきましては、ケンタッキーフライドチキン店の運営を2021年9月30日付で事業譲渡したこと等により、売上高は7億80百万円（前期は13億85百万円、「収益認識に関する会計基準」等の適用により0.6百万円減少）となりました。セグメント損失は、5百万円（前期はセグメント利益14百万円）となりました。

<不動産事業>

不動産事業につきましては、「EDIAN（エディアン）」シリーズをはじめとする賃貸マンションの堅調な稼働等により、売上高は6億56百万円（前期は6億19百万円、「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響はありません）となりました。セグメント利益は、前期比7.0%増の3億63百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、13億27百万円であります。

その主なものは、賃貸マンションの新設費用10億5百万円、再生可能エネルギー事業の関連設備の取得1億55百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、設備資金及び安定的な資金を確保するため、金融機関より短期借入金として22億円、長期借入金として50百万円、総額22億50百万円の資金調達を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 75 期 (2019年3月期) | 第 76 期 (2020年3月期) | 第 77 期 (2021年3月期) | 第 78 期 (当連結会計年度) (2022年3月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 | 百万円 64,975 | 百万円 61,995 | 百万円 53,692 | 百万円 36,466 |
| 経 常 利 益 | 466 | 459 | 870 | 674 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | 231 | 223 | 1,332 | 490 |
| 1株当たり当期純利益 | 34円34銭 | 33円19銭 | 198円16銭 | 73円34銭 |
| 総 資 産 | 百万円 32,368 | 百万円 31,229 | 百万円 32,656 | 百万円 33,924 |
| 純 資 産 | 17,880 | 17,570 | 19,309 | 19,588 |
| 1株当たり純資産額 | 2,620円72銭 | 2,571円27銭 | 2,821円55銭 | 2,893円76銭 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を除く)により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--|----------------|----------|----------------|
| 日新レジン株式会社 | 3,000 万円 | 100 % | 石油化学製品の製造、販売 |
| N S M 諏訪ソーラー エナジー合同会社 | 11,000 | 60 | 売電事業 |
| 竹鶴石油株式会社 | 1,800 | 100 | 石油製品の販売、海上輸送 |
| NISTRAD (M) SDN. BHD. (マレーシア) | 130 万リンギット | 100 | 石油製品、石油化学製品の販売 |
| NISSIN SHOJI (THAILAND) CO., LTD. (タイ) | 200 万バーツ | 49 | 石油化学製品の販売 |
| NISSIN SHOJI VIETNAM CO., LTD. (ベトナム) | 13,654 百万ドン | 100 | 石油製品の販売、輸出入 |
| NISSIN BIO ENERGY SDN. BHD. (マレーシア) | 100 万リンギット | 100 | バイオマス燃料の販売、輸出 |
| JJ FUEL SUPPLY SDN. BHD. (マレーシア) | 100 | 50 | バイオマス燃料の販売、輸出 |

② その他重要な関連会社の状況

E N E O S ホールディングス株式会社は当社の議決権の17.1%を所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

■経営戦略

当社グループは、長期ビジョン「nissin Vision 2030」及び中期経営計画を策定しております。長期ビジョン「nissin Vision 2030」では、エネルギー企業としての強固な地位の確立をビジョンに掲げ、経営方針として事業構造改革の次なるステージ移行や石油関連事業の収益依存からの脱却、グローバル展開強化等を定めております。そのフェーズ I である、2022年3月期からの3ヵ年を実施期間とする中期経営計画では、①成長事業への積極投資、②コア事業である石油関連事業の強化、③経営基盤の強化、④SDGs経営の推進の4点を基本方針としております。

中期経営計画の基本方針の詳細は次のとおりです。

① 成長事業への積極投資

再生可能エネルギー関連事業の拡大を推進し、積極投資を継続します。具体的には、バイオマス発電燃料の開発・販売、自家使用型太陽光発電システムの販売、新商材の研究開発等に注力します。

② コア事業である石油関連事業の強化

石油関連事業について、営業力の強化を図るとともに、周辺領域のビジネス機会を取り込んでいきます。

直営SS運営では、燃料油の-margin確保とカーメンテ商品の販売強化を継続し、安定収益の確保に努めます。また、車販や保険販売等の取組み強化などBtoC向けビジネスのサービス開発にも取り組み、中長期的な観点で地域のインフラ拠点としての価値を創造してまいります。

法人向け営業では、潤滑油販売における専門性を活かしたソリューションビジネスの強化、及び経営資源を活用した純新規顧客の獲得を推進してまいります。

③ 経営基盤の強化

事業活動の推進や効率化のために、システム拡充や体制整備を行い、経営基盤を強化してまいります。

営業活動について、営業体制の根本的な見直しによる強化、営業支援システムの活用、ナレッジ共有による営業活動の高度化を図ります。

人事戦略について、前中期経営計画期間中に刷新した人事制度の定着を図るとともに、教育体系構築や計画的人材配置等により人材の育成・活用

面を強化してまいります。

その他、子会社の収益力向上やガバナンス体制強化によるグループ戦略強化、各種業務の標準化や合理化による業務効率化、DX実現に向けた取組みを推進してまいります。

④ SDGs 経営の推進

企業理念に基づき、エネルギーに関連した取組みを中心として、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーが「ともに笑顔になる未来」を目指して、企業価値向上を推進してまいります。具体的には、再生可能エネルギー事業の展開による脱炭素化社会への貢献や多様な人材開発を通じた働き甲斐のある職場環境の提供、サステナビリティ経営の追求によるコーポレート・ガバナンスの向上等に取り組んでまいります。

■戦略を支える持続可能な経営体制

①コーポレート・ガバナンス

当社グループはコーポレート・ガバナンスの基本方針を定め、ガバナンス体制の充実を図りつつ、内部統制システムを構築しております。加えて、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を確立するとともに、リスクを想定した各種規程を整備しリスクマネジメントを行っております。これらの取組みにより、近年の社会的な要請の高まりに応え、ステークホルダーから信頼を得られるよう、コーポレート・ガバナンスの強化を継続してまいります。

②サステナビリティ

当社グループは、サステナビリティ方針のもと、マテリアリティを特定し、「持続可能なエネルギーの提供」、「地球環境への責任」、「コミュニティとの繋がりへの深化」、「信頼されるガバナンス・職場環境」の4つに分類しております。そして、これらのマテリアリティに沿って定めた具体的な取組みを推進してまいります。

以上の課題に取り組み、企業理念である「関わるすべての人の心に寄り添い、ともに笑顔になる未来」を目指し、鋭意努力してまいります所存でございます。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社8社及び関連会社2社により構成されております。事業内容は、主にENEOSホールディングス株式会社より石油関連製品の供給を受け、石油関連製品の製造、販売、卸売等を行う石油関連事業、太陽光関連商材の販売や売電を行う再生可能エネルギー関連事業、また当社グループ所有の不動産の賃貸を行う不動産事業であります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

| | |
|-----|--------------------------|
| 本 社 | 東京都港区芝浦一丁目12番3号 |
| 支 店 | 東京、横浜、大阪、名古屋、仙台 |
| S S | D. D駒沢通り八雲SS (東京都) 他52SS |

② 子会社

| | | |
|-----------------------------------|-------|---------|
| 日新レジン株式会社 | 本社、工場 | 神奈川県横浜市 |
| N S M 諏訪ソーラーエナジー合同会社 | 本 社 | 東京都港区 |
| 竹鶴石油株式会社 | 本 社 | 兵庫県神戸市 |
| NISTRAD (M) SDN. BHD. | 本 社 | マレーシア |
| NISSIN SHOJI (THAILAND) CO., LTD. | 本 社 | タイ |
| NISSIN SHOJI VIETNAM CO., LTD. | 本 社 | ベトナム |
| NISSIN BIO ENERGY SDN. BHD. | 本 社 | マレーシア |
| JJ FUEL SUPPLY SDN. BHD. | 本 社 | マレーシア |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|-------------|
| 石油関連事業 | 377 (126) 名 | 18名増 (9名増) |
| 再生可能エネルギー関連事業 | 11 (0) 名 | 0名 (0名) |
| 外食事業 | 4 (35) 名 | 23名減 (30名減) |
| 不動産事業 | 2 (0) 名 | 0名 (0名) |
| 全社 (共通) | 42 (0) 名 | 2名増 (0名) |
| 合計 | 436 (161) 名 | 3名減 (21名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 379 (160) 名 | 10名減 (22名減) | 39.6歳 | 14.1年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 2,400百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,343 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,275 |
| 株式会社りそな銀行 | 450 |
| 株式会社横浜銀行 | 400 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 47 |

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,600,000株 |
| ③ 株主数 | 3,018名 |
| | (前期末比 55名減) |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------|---------|---------|
| E N E O S ホールディングス株式会社 | 1,140千株 | 17.1% |
| 株 式 会 社 日 新 | 990 | 14.8 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 349 | 5.2 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 250 | 3.7 |
| 筒 井 博 昭 | 219 | 3.3 |
| 筒 井 健 司 | 193 | 2.9 |
| 筒 井 敦 子 | 118 | 1.8 |
| ユ シ ロ 化 学 工 業 株 式 会 社 | 116 | 1.7 |
| 日 新 商 事 従 業 員 持 株 会 | 104 | 1.6 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 100 | 1.5 |

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社持株数349,000株は特定金銭信託分であります。
2. 持株比率は自己株式(923,556株)を控除して計算しております。
3. 当社は、自己株式923,556株を所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------|------|----------------------------|
| 代表取締役社長 | 筒井博昭 | |
| 常務取締役 | 柴崎正典 | 社長補佐・海外総括部・機能商品部担当 |
| 取締役 | 走尾一隆 | 監査部・フードサービス部担当 |
| 取締役 | 佐野浩一 | 販売総括部・直売部・瓦斯部・SSリテール部担当 |
| 取締役 | 伊藤真 | 総務部・経理部・経営企画部担当 兼経営企画部長 |
| 取締役 | 入龍弥 | 農業資材部・エネルギーシステム部担当 |
| 取締役常勤監査等委員 | 山添潤一 | |
| 取締役監査等委員 | 津國伸郎 | 極東証券株式会社社外監査役 |
| 取締役監査等委員 | 山口光 | 山口光税理士事務所長 |

- (注) 1. 取締役監査等委員津國伸郎及び山口光の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役監査等委員山口光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役監査等委員津國伸郎及び山口光の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中の取締役の異動

ア. 退任

2021年6月29日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役林雅巳氏及び取締役監査等委員山本純一氏は退任いたしました。

イ. 就任

2021年6月29日開催の第77回定時株主総会において、入龍弥氏が取締役に、山口光氏が取締役監査等委員に新たに選任され就任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役及び子会社役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者の犯罪行為や違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額

ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|------------------------|----------------|-----------------|---------|-------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬等 | 退職慰労金 | |
| 取締役(取締役監査等委員を除く) | 115,184 | 93,644 | 21,540 | - | 7 |
| 取締役監査等委員 (社外取締役を除く) | 13,400 | 13,400 | - | - | 1 |
| 取締役監査等委員 (社外取締役) | 6,800 | 6,800 | - | - | 3 |
| 合計 | 135,384 | 113,844 | 21,540 | - | 11 |

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(内1名は監査等委員)を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第71回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役について年額40百万円以内と決議いただいております。なお、決議時点における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名です。
4. 上記の支給額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額21百万円が含まれております。

イ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2005年6月29日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

当事業年度においては、役員退職慰労金は支給しておりません。

⑥ 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同じ。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、各取締役の役割や責任に応じて、透明性・公平性を確保しつつ、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資することを基本方針としています。

取締役の報酬は、月例報酬と賞与で構成されます。月例報酬は、毎月支給する固定報酬とし、取締役としての期待役割や経営能力の発揮度合い、担当業務の実質的な範囲・難易度・特殊性、中長期の業績や企業価値向上への貢献度合いを評価して決定します。

賞与は単体営業利益（従業員と共通の目標を持つ観点から選定）と連結経常利益（グループ業績への意識を高める観点から選定）の2つの指標を組み合わせて算定する業績連動報酬等とし、個人別の評価等に応じて毎年一定の時期に支給します。

当事業年度の指標に関する実績は、単体営業利益3億39百万円、連結経常利益6億74百万円となりました。取締役の個人別の報酬等の総額に対する業績連動報酬等の割合については、石油製品市況の変動による影響を抑制する観点から、他社水準より低めに設定する等の工夫を行うこととしています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、任意の指名報酬等委員会への諮問・答申を経て、取締役会で決議しています。当事業年度は、別途取締役会で決議した「取締役（監査等委員を除く）の報酬制度」に基づき決定するものとし、各取締役の評価の決定を代表取締役社長である筒井博昭に一任する旨、取締役会で決議しました。権限を一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したからです。また、権限が適切に行使されるようにするための措置として、取締役会の決議にあたり、任意の指名報酬等委員会から、一任する権限の裁量範囲が限定されているため権限の行使は妥当であると判断する旨、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針については、取締役会の諮問により、任意の指名報酬等委員会が基本方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申を踏まえて決議を行い、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が基本方針等に沿うものであると判断しております。

イ. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法に関する方針は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から固定報酬のみとすることを監査等委員会において協議により定めています。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、各監査等委員の職責や常勤・非常勤の区分を勘案し、監査等委員会において協議により定めています。

⑦ 社外役員に関する事項

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役監査等委員津國伸郎氏は、極東証券株式会社社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
また、取締役監査等委員山口光氏は、山口光税理士事務所長を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏名 | 出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------------|---|
| 社外取締役監査等委員 津國 伸郎 | 当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査等委員会20回全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、任意の指名報酬等委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 社外取締役監査等委員 山口 光 | 2021年6月29日に就任後、当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査等委員会13回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。また、任意の指名報酬等委員会の委員として2021年6月29日に就任後、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。 |

※上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 太陽有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 37百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の適正を確保
するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合す
ることを確保するための体制

企業行動規範としてのコンプライアンスマニュアルを制定し、当社グル
ープの取締役及び使用人が法令遵守の精神を理解し、行動することにより
公正で透明な企業風土を確立する。コンプライアンスの徹底を図るため、
コンプライアンス委員会を設置し、当社グループが公正で透明な企業活動
を実現できるよう、コンプライアンス体制の確立・定着を推進する。また、
公益通報に関する外部・内部の通報窓口を設置して不正行為の早期発見
に努め、定期的実施する会社業務の実施状況についての内部監査を通じ
て、会社諸規程の遵守状況、業務の妥当性を検証する。さらに、市民社
会の秩序や安全に対し脅威を与える反社会的勢力について、取引等一切の
関係を断絶するとともに、名目の如何を問わず、不当要求行為に対しては
所轄官庁や弁護士等と緊密に連携をとり、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

別途定める文書管理規程に従って管理を行い、取締役は常時閲覧可能と
する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係る種々のリスクを想定した各種業務規程を整備し、適切な
基準に基づき管理、対応する。個人情報保護、事故、災害等のリスクにつ
いては、別途規程、マニュアルを定め、リスクの低減を目指す。リスクマ
ネジメントの徹底を図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、当社
グループを取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践を通じ、
事業の継続・安定的発展を確保する取組みを推進・実行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催
し、重要な経営上の意思決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
さらに、経営効率を向上させるため、原則として月2回経営会議を開催

し、社長の意思決定に係る事項、グループ全体の経営及び業務執行に関する事項等、重要な事項等の審議・決議を行い、取締役会における重要事項の審議の時間を確保することによって取締役会の監督機能を強化する。また、中期経営計画の策定及び年次予算を立案することにより、取締役の効率的な職務執行の推進を図るとともに、その進捗状況を監督する。定例の部支店長会議にて事業計画の進捗や情報共有を行う。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を整備し、子会社に対して業績や財務状況、その他経営上の重要事項について、当社への報告義務を課し、当社は定期的、及び必要に応じて報告を受ける。また、当社の監査部が定期的の子会社の内部監査を実施し、当社の取締役等に報告する。さらに、子会社は中期経営計画の策定及び年次予算を立案し、当社との定例会議等で事業計画の進捗や情報共有を行う。併せて、企業集団としての行動指針、コンプライアンスや情報セキュリティなど理念の統一を保つ。そして、当社の取締役又は業務責任者が子会社の取締役あるいは監査役を兼任するなどして、業務情報を把握すると共に、当社の取締役会にて業績等の報告を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が十分に職務を遂行できるよう、当社の監査部が監査等委員会の職務の補助をする。当該監査部の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。監査部の使用人の任命、異動、処遇については監査等委員会と事前協議する。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等、又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の監査等委員である取締役のうち常勤の取締役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、また稟議書等の重要書類を閲覧する。必要に応じて当社グループの取締役、その他使用人等から業務の執行の状況を聴取する。また、監査部から、当社グループの会社の業務の実施状

況についての内部監査、コンプライアンスの遵守状況等についての報告を受ける。さらに、当社の常勤、及び非常勤の監査等委員である取締役を通報窓口とする公益通報に関する規程を整備すると共に、関係会社管理規程において、子会社の業績や財務状況、その他経営上の重要事項について当社の監査等委員会へ報告する体制を整備する。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人については、当該報告をしたことを理由とする不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底すると共に、公益通報に関する規程等を整備する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求については、監査等委員会監査等規準を整備し、その職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び重要な使用人へのヒアリングを行う。また、会計監査人、顧問弁護士、税理士との連携を図る。

- ⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会を設置し、内部統制の基本方針を基に、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況に対する監督を行う。金融商品取引法をはじめ関係法令等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うとともに、定期的、継続的に評価、改善を実施する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会の体制

当社は当連結会計年度において、取締役会を16回（他に会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回）、経営会議を23回開催し、当社グループ全体の経営に関する事項、中期経営計画、年次予算等を審議いたしました。また、部支店長会議を2回開催し、事業計画の進捗確認や各種情報を共有いたしました。

② コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの取締役及び使用人に対して、社内イントラネットや各種教育研修を通じ、コンプライアンス体制の構築・定着を推進いたしました。また、公益通報制度に関し、引き続き周知徹底を図りました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの徹底を図るため、年度計画を策定し、各種事例の共有、その予防に対する実践的な研修等を実施いたしました。

③ リスクマネジメント体制

当社グループは、リスクマネジメント委員会によるリスク分析及び対応計画を策定しており、必要に応じて見直しをいたしました。また、適宜、業務執行に係るリスクを想定した各種業務規程の整備及びマニュアル等の見直しの検討を行い、事業継続・安定的発展を確保する取組みを推進・実行いたしました。

④ 監査等委員会への報告に関する体制

当社グループは、監査等委員会に対して、稟議書等の経営上重要な書類の回覧を行うとともに、会計監査人や当社グループの取締役、使用人及び監査部と監査等委員会との定期的なヒアリングの機会を設けました。また、常勤の監査等委員である取締役は、取締役会のほか経営会議等の主要会議に出席いたしました。

⑤ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制について、内部統制委員会が各部署と連携して見直し、構築を行い、取締役会に報告いたしました。また、監査部が整備状況評価、及び運用状況評価を実施し、内部統制委員会及び取締役会に報告いたしました。

⑥ 内部統制システムの評価

取締役会は、監査部による内部統制システムの整備・運用状況評価の報告を踏まえ、取締役会等で行われる業務報告等を含めて内部統制システムの運用が適正に行われていることを確認しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定的、継続的かつ業績に連動した利益配当を行うとともに、企業体質の強化充実と、今後の長期的事業展開に必要な内部留保を確保することを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の事業展開を総合的に勘案した結果、普通配当金を1株当たり2円増配し、期末配当金は1株当たり11円とさせていただきます。

すでに、2021年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり9円と合わせまして、年間配当金は1株当たり20円となります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 流動資産 | 14,160,008 | 流動負債 | 6,381,219 |
| 現金及び預金 | 3,376,551 | 支払手形及び買掛金 | 1,710,554 |
| 受取手形 | 744,817 | 短期借入金 | 3,398,347 |
| 売掛金 | 8,214,871 | 未払法人税等 | 56,098 |
| 商品及び製品 | 1,078,801 | 契約負債 | 33,275 |
| その他 | 760,423 | 賞与引当金 | 262,332 |
| 貸倒引当金 | △15,457 | 役員賞与引当金 | 21,940 |
| 固定資産 | 19,764,899 | その他 | 898,672 |
| 有形固定資産 | 12,900,479 | 固定負債 | 7,954,960 |
| 建物及び構築物 | 3,916,427 | 社債 | 520,000 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,850,167 | 長期借入金 | 5,148,517 |
| 土地 | 5,968,859 | 繰延税金負債 | 652,911 |
| 建設仮勘定 | 62,337 | 商品保証引当金 | 6,300 |
| その他 | 102,688 | 退職給付に係る負債 | 920,007 |
| 無形固定資産 | 110,075 | 資産除去債務 | 197,294 |
| 投資その他の資産 | 6,754,344 | その他 | 509,930 |
| 投資有価証券 | 4,393,871 | 負債合計 | 14,336,179 |
| 関係会社株式 | 1,353,649 | 純資産の部 | |
| 長期貸付金 | 71,885 | 株主資本 | 17,609,118 |
| 退職給付に係る資産 | 169,022 | 資本金 | 3,624,000 |
| 繰延税金資産 | 44,966 | 資本剰余金 | 3,281,625 |
| その他 | 777,774 | 利益剰余金 | 11,392,198 |
| 貸倒引当金 | △56,826 | 自己株式 | △688,705 |
| 資産合計 | 33,924,907 | その他の包括利益累計額 | 1,710,938 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,727,519 |
| | | 為替換算調整勘定 | △45,263 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 28,682 |
| | | 非支配株主持分 | 268,671 |
| | | 純資産合計 | 19,588,728 |
| | | 負債純資産合計 | 33,924,907 |

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | | |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 36,466,059 |
| 売 上 原 価 | | 29,154,092 |
| 売 上 総 利 益 | | 7,311,967 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,884,230 |
| 営 業 利 益 | | 427,737 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 2,111 | |
| 受 取 配 当 金 | 158,907 | |
| 仕 入 割 引 | 64,770 | |
| 軽油引取税納税報奨金 | 35,706 | |
| 計 画 配 送 補 助 金 | 37,493 | |
| そ の 他 営 業 外 収 益 | 123,575 | 422,564 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 132,645 | |
| 持 分 法 投 資 損 失 | 11,441 | |
| そ の 他 営 業 外 費 用 | 31,671 | 175,759 |
| 経 常 利 益 | | 674,542 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 60,894 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 32,857 | |
| 事 業 譲 渡 益 | 130,577 | 224,329 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 2,392 | |
| 減 損 損 失 | 100,688 | 103,080 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 795,792 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 247,945 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 57,276 | 305,222 |
| 当 期 純 利 益 | | 490,569 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 236 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 490,333 |

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,624,000 | 3,281,625 | 11,042,670 | △643,505 | 17,304,790 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △140,805 | | △140,805 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 490,333 | | 490,333 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △45,200 | △45,200 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | － | 349,528 | △45,200 | 304,328 |
| 当 期 末 残 高 | 3,624,000 | 3,281,625 | 11,392,198 | △688,705 | 17,609,118 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配 株主持分 | 純資産 合 計 |
|---------------------------------|----------------------|------------------|--------------------------|-------------------------------|-------------|------------|
| | その他有 価証券評 価差額金 | 為替換 算調整 勘定 | 退職給 付に係 る調整 累計額 | その他 の包括 利益累 計額合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,700,141 | △39,992 | 14,088 | 1,674,236 | 330,822 | 19,309,848 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △140,805 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | 490,333 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △45,200 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | 27,378 | △5,270 | 14,594 | 36,701 | △62,150 | △25,448 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 27,378 | △5,270 | 14,594 | 36,701 | △62,150 | 278,879 |
| 当 期 末 残 高 | 1,727,519 | △45,263 | 28,682 | 1,710,938 | 268,671 | 19,588,728 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | 負 債 の 部 |
|--------------------|-------------------------|
| 流 動 資 産 | 流 動 負 債 |
| 12,838,917 | 5,939,722 |
| 現金及び預金 | 買掛金 |
| 2,001,813 | 1,547,005 |
| 受取手形 | 1年内返済予定の長期借入金 |
| 691,279 | 95,112 |
| 売掛金 | 1年内返済予定の社債 |
| 7,878,574 | 112,000 |
| 商品 | 短期借入金 |
| 758,473 | 3,100,000 |
| 前渡金 | 未払金 |
| 1,091,688 | 498,465 |
| 前払費用 | 未払費用 |
| 90,807 | 51,960 |
| その他 | 未払法人税等 |
| 363,279 | 46,270 |
| 貸倒引当金 | 契約負債 |
| △37,000 | 33,275 |
| 固 定 資 産 | 前受り金 |
| 18,038,547 | 77,976 |
| 有 形 固 定 資 産 | 預り金 |
| 10,577,178 | 35,317 |
| 建物 | 賞与引当金 |
| 3,689,811 | 245,000 |
| 構築物 | 役員賞与引当金 |
| 151,340 | 21,940 |
| 機械及び装置 | その他 |
| 581,732 | 75,399 |
| 車輛運搬具 | 固 定 負 債 |
| 29,991 | 5,550,333 |
| 工具器具備品 | 社債 |
| 93,605 | 520,000 |
| 土地 | 長期借入金 |
| 5,968,359 | 2,920,576 |
| 建設仮勘定 | 繰延税金負債 |
| 62,337 | 700,256 |
| 無 形 固 定 資 産 | 退職給付引当金 |
| 98,592 | 877,917 |
| のれん | 商品保証引当金 |
| - | 6,300 |
| 借地権 | 資産除去債務 |
| 40,800 | 59,867 |
| ソフトウェア | その他 |
| 57,792 | 465,415 |
| 投資その他の資産 | 負 債 合 計 |
| 7,362,776 | 11,490,056 |
| 投資有価証券 | 純 資 産 の 部 |
| 4,392,971 | 17,669,295 |
| 関係会社株式 | 株 主 資 本 |
| 1,762,403 | 17,669,295 |
| その他の関係会社有価証券 | 資 本 金 |
| 387,720 | 3,624,000 |
| 出資金 | 資 本 剰 余 金 |
| 28,386 | 3,280,507 |
| 従業員長期貸付金 | 資 本 準 備 金 |
| 10,532 | 3,277,952 |
| 関係会社長期貸付金 | その他資本剰余金 |
| 224,500 | 2,554 |
| 破産更生債権等 | 利 益 剰 余 金 |
| 135,290 | 11,453,493 |
| 長期前払費用 | 利 益 準 備 金 |
| 34,114 | 577,658 |
| 前払年金費用 | その他利益剰余金 |
| 169,022 | 10,875,835 |
| その他 | 固定資産圧縮積立金 |
| 367,128 | 884,333 |
| 貸倒引当金 | 固定資産圧縮特別勘定積立金 |
| △149,295 | 81,865 |
| | 別 途 積 立 金 |
| | 6,755,000 |
| | 繰越利益剰余金 |
| | 3,154,636 |
| | 自 己 株 式 |
| | △688,705 |
| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |
| | 1,718,113 |
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |
| | 1,718,113 |
| 資 産 合 計 | 純 資 産 合 計 |
| 30,877,464 | 19,387,408 |
| | 負 債 純 資 産 合 計 |
| | 30,877,464 |

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | | |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 32,813,413 |
| 売 上 原 価 | | 26,076,804 |
| 売 上 総 利 益 | | 6,736,609 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 6,397,469 |
| 営 業 利 益 | | 339,140 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 3,598 | |
| 受 取 配 当 金 | 184,068 | |
| 仕 入 割 引 | 64,770 | |
| 軽 油 引 取 税 納 税 報 奨 金 | 35,706 | |
| 計 画 配 送 補 助 金 | 37,493 | |
| そ の 他 営 業 外 収 益 | 104,972 | 430,608 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 39,380 | |
| 社 債 利 息 | 2,649 | |
| そ の 他 営 業 外 費 用 | 61,468 | 103,498 |
| 経 常 利 益 | | 666,250 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 60,894 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 32,857 | |
| 事 業 譲 渡 益 | 130,577 | 224,329 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 100,688 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 31,726 | 132,415 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 758,164 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 221,570 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 39,962 | 261,533 |
| 当 期 純 利 益 | | 496,631 |

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|----------------|--------------|-----------|------------------|------------------------------|-----------|------------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 準 備 金 | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | | 固 定 資 産 圧縮積立金 | 固 定 資 産 圧縮特別 勘定積立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高 | 3,624,000 | 3,277,952 | 2,554 | 3,280,507 | 577,658 | 423,508 | 523,007 | 6,755,000 | 2,818,493 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | | | △140,805 |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立 | | | | | | 476,811 | | | △476,811 |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 | | | | | | △15,986 | | | 15,986 |
| 固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 積 立 | | | | | | | 35,669 | | △35,669 |
| 固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩 | | | | | | | △476,811 | | 476,811 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | | 496,631 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | | | 460,824 | △441,141 | | 336,143 |
| 当 期 末 残 高 | 3,624,000 | 3,277,952 | 2,554 | 3,280,507 | 577,658 | 884,333 | 81,865 | 6,755,000 | 3,154,636 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | | 純資産計 |
|---------------------|------------|----------|------------|--------------|-----------|------------|
| | 利益剰余金計 | 自己株式 | 株主資本計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等計 | |
| 当 期 首 残 高 | 11,097,667 | △643,505 | 17,358,668 | 1,693,488 | 1,693,488 | 19,052,157 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | △140,805 | | △140,805 | | | △140,805 |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | - | | - | | | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | - | | - | | | - |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の積立 | - | | - | | | - |
| 固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩 | - | | - | | | - |
| 当 期 純 利 益 | 496,631 | | 496,631 | | | 496,631 |
| 自己株式の取得 | | △45,200 | △45,200 | | | △45,200 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | 24,624 | 24,624 | 24,624 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 355,826 | △45,200 | 310,626 | 24,624 | 24,624 | 335,250 |
| 当 期 末 残 高 | 11,453,493 | △688,705 | 17,669,295 | 1,718,113 | 1,718,113 | 19,387,408 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日新商事株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 本 | 間 | 洋 | 一 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 野 | 田 | 大 | 輔 | Ⓜ |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日新商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日新商事株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 本 | 間 | 洋 | 一 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 野 | 田 | 大 | 輔 | Ⓔ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日新商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

日新商事株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 添 潤 一 ㊟

監査等委員 津 國 伸 郎 ㊟

監査等委員 山 口 光 ㊟

(注) 監査等委員津國伸郎及び山口光は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除します。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設します。
- (3) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設します。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更箇所を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</u> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| | <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討の結果、特段の指摘すべき意見はない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当 社の株式数 |
|---|---|--|----------------|
| 1 | つ つ い ひろ あき 筒 井 博 昭 (1956年8月21日生) | 1982年5月 当社入社 1991年6月 当社取締役販売一部長 1998年6月 当社常務取締役 2000年11月 当社代表取締役副社長 2011年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る) | 218,900株 |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>経営者としての豊富な実績と経験、見識を有しており、当社取締役社長に就任以来、当社グループの持続的成長や企業価値向上の実現に向け経営戦略を推進するなど、職責を果たしております。</p> <p>これらの理由により、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当 社の株式数 |
|---|---------------------------------------|--|----------------|
| 2 | しば ぎき まきのり 柴 崎 正 典 (1965年9月9日生) | 1988年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会 社三井住友銀行）入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行練馬エリア 支店長 2016年4月 同行京浜エリア支店長 2018年4月 当社入社 当社総合企画部 部長 2018年6月 当社取締役（総合企画部担当） 2019年4月 当社取締役（経理部・経営企画 部・海外総括部担当） 2019年6月 当社取締役（経営企画部・海外総 括部・機能商品部担当）兼経営企 画部長 2021年4月 当社取締役（海外総括部・機能商 品部担当） 2021年6月 当社常務取締役（社長補佐・海外 総括部・機能商品部担当） （現在に至る） | 6,400株 |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>マネジメントや企業経営に関わる豊富な実績と経験、見識を有しており、社長補佐として会社の包括的マネジメントを行いながら、海外事業及び機能商品事業の戦略策定を推進するなど、職責を果たしております。</p> <p>これらの理由により、引き続き取締役候補者となりました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当 社の株式数 |
|--|---|--|----------------|
| 3 | はし お かず たか 走 尾 一 隆 (1964年12月31日生) | 1987年4月 当社入社 2011年6月 当社経営企画室長 2013年4月 当社総務部長 2015年6月 当社取締役（総務部・経理部担 当）兼総務部長 2017年6月 当社取締役（総務部・販売部・S Sリテール部担当） 2018年6月 当社取締役（総務部担当） 2021年6月 当社取締役（監査部・フードサー ビス部担当） 2022年4月 当社取締役（監査部担当） （現在に至る） | 5,800株 |
| <p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>当社の総務、経営企画及び内部監査等の業務において、豊富な実績と経験、見識を有しており、監査部担当として内部統制の整備及び適切な運用を推進するなど、職責を果たしております。</p> <p>これらの理由により、引き続き取締役候補者いたしました。</p> | | | |
| 4 | き の ひろ かず 佐 野 浩 一 (1962年6月19日生) | 1986年8月 当社入社 2014年4月 当社大阪支店長 2016年4月 当社東京支店長 2017年4月 当社SSリテール部長 2019年6月 当社取締役（SSリテール部・フ ードサービス部担当）兼SSリテ ール部長 2021年4月 当社取締役（SSリテール部・フ ードサービス部担当） 2021年6月 当社取締役（販売統括部・直売部・ 瓦斯部・SSリテール部担当） 2022年4月 当社取締役（販売企画部・直売部・ 瓦斯部・SSリテール部担当） （現在に至る） | 3,600株 |
| <p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>当社の石油関連事業において豊富な実績と経験、見識を有しており、石油関連事業の営業戦略や戦略策定を推進するなど、職責を果たしております。</p> <p>これらの理由により、引き続き取締役候補者いたしました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当 社の株式数 |
|---|-----------------------------------|--|----------------|
| 5 | い とう まこと 伊 藤 真 (1970年9月6日生) | 1994年4月 当社入社 2015年4月 当社経理部長 2017年4月 当社総合企画部長 2019年4月 当社経理部長兼経営企画部長 2019年6月 当社取締役(経理部担当)兼経理部長 2021年4月 当社取締役(経理部・経営企画部担当)兼経営企画部長 2021年6月 当社取締役(総務部・経理部・経営企画部担当)兼経営企画部長 (現在に至る) | 4,300株 |
| (取締役候補者とした理由) | | | |
| 当社の経理・財務、総務、経営企画等の業務において豊富な実績と経験、見識を有しており、コーポレートガバナンス体制及びコンプライアンス体制の強化や、事業戦略・人事戦略・財務戦略の策定を推進するなど、職責を果たしております。 これらの理由により、引き続き取締役候補者いたしました。 | | | |
| 6 | いり たつ や 入 龍 弥 (1967年8月28日生) | 1990年4月 日本石油株式会社(現ENEOS株式会社)入社 2014年4月 同社九州支店副支店長 2016年4月 同社ベトナム事業準備室副室長 2016年6月 同社ペトロリメックスプロジェクト推進室副室長 2017年4月 同社海外プロジェクト部副部長 2019年4月 同社危機管理部長 2021年4月 当社顧問 2021年6月 当社取締役(農業資材部・エネルギーシステム部担当) (現在に至る) | 1,400株 |
| (取締役候補者とした理由) | | | |
| 長年の石油元売り企業の勤務を通じて、石油関連製品の国内営業や海外事業推進、危機管理などにおいて豊富な実績と経験、見識を有しており、当社取締役に就任以来、再生可能エネルギー事業における新たなスキーム構築や、国内外における農業資材事業の販売体制を構築するなど、職責を果たしております。 これらの理由により、引き続き取締役候補者いたしました。 | | | |

(注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役及び子会社役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結して

おり、被保険者である役員等がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内

- 会場 東京都港区芝浦一丁目3番10号
チサンホテル浜松町 2階「ふじ」
03 (3452) 6511
- 交通 東京モノレール浜松町駅 から徒歩8分
J R 浜松町駅
ゆりかもめ 日の出駅 から徒歩7分

